

郷土室だより

第167号

令和2年11月20日

編集・発行

中央区立 京橋図書館

東京都中央区築地1-1-1

電話 3543-9025

刊行物登録番号 2-071

『江戸・東京の川』中央区の川(其)

前号まで二回にわたりかたがわ楓川と西岸側の本材木河岸について考察してきました。今回は東側の埋立地が造成されて武家地は物揚場に、町人地には楓河岸や石河岸などの河岸地が起立した経過を説明していきます。

『郷土室だより』第一六五号で考察したとおり、東側一帯は海岸線(楓川)を埋め残して陸地化した場所です。

このページには江戸初期の埋立が進行中の地図『武州豊嶋郡江戸庄図』(寛永江戸図)、寛永九・一六三二年)を掲載しました。楓川の西側、



『寛永江戸図』(中央区沿革図集京橋篇より)

日本橋川と京橋川の間には八本の入堀が見え、川沿いは河岸地でした。東側は向井将監以下島田彈正下屋敷まで武家地が続き、川岸沿いは物揚場だったことが想像できます。

そして二ページの改訂『江戸之下町復元図』(嘉永期・一八四八〜五四一年)の地図を見ると、武家地の間に坂本町や三代町、松屋町などが起立し、物揚場から河岸地へ変わったことが分かります。

◇楓川東側の河岸地

『東京府誌』(明治一一年編纂、以下『府誌』)には坂本町「桐河岸」と

して「本材木町、東岸を称す。東西六間三尺、南北二町一二間三尺。面積七六〇坪八合七勺」、松屋町一丁目「河岸地」として「本材木町川の東岸に在り。東西五間、南北一町二〇間、面積三九四坪四合九勺」、松屋町二丁目「河岸地」として「本材木町川の東岸に在り。東西四間一尺、南北二四間、面積百坪八合」とあります。これらの楓川東側の河岸地を総称して「楓河岸」と呼んでいました。

◇楓河岸

『中央区沿革図集(日本橋篇)』の改訂「江戸之下町復元図」の図版を



改訂『江戸之下町復元図』

参考にして楓川東岸を見てみます。日本橋川と楓川の分流点に牧野豊前守上屋敷があり、南に坂本町一丁目・向二丁目・同一丁目（河岸地は桐河岸（※）、また『俚俗江戸切絵図』（磯部鎮雄編・喜多川周之図 有光書房版、以下『切絵図』）にはのみぢ河岸・かえで河岸とも云、とあります。そして九鬼式部少輔上屋敷（河岸地は同添地）、細川越中守下屋敷、神田塗師町代地（三代地）、松平越中守上屋敷（河岸地は同添地、『切絵図』にはのみぢ河岸・かえで河岸とも云）と武家地が続き、南に町人地の神田塗師町代地、松屋町（河岸地は石河岸、『切絵図』には高輪南町代地・石河岸）となっています。

楓河岸について見てみます。坂本町一丁目から（九鬼添地と松平越中守添地を除く）松屋町までの河岸地が楓河岸と俗称されています。『新修日本橋区史』上巻（昭和十二年刊）には俚俗地名として、楓河岸「楓川に沿う河岸を称した名で、其範囲は広がった。只其中心は新場橋附近、現在の兜町二丁目に当たる」とあります。現在の高速道路沿いの日本橋兜町10番から八丁堀四丁目1番あたりになります。

この楓河岸には、俗に坂本町一丁目と同一丁目の河岸地（現在の日本橋兜町10〜11番辺）が桐河岸、また松屋町の河岸地（現在の八丁堀四丁目1番〜八丁堀三丁目2番

辺）は石河岸と呼ばれていました。そして明治十一（一八七八）年九月二日東京府達丁三二〇号で「海運橋より以南正橋までの河岸地」が楓河岸と正式名称になりました。

※桐河岸
楓河岸内の一部が俗に桐河岸と呼ばれていました。『府志料』の坂本町の項では「里俗西の方河岸通りを桐河岸と云又植木店と云所あり」としています。

また『新撰東京名所図会』明治三四年刊には「坂本町の西楓川沿岸の地を俚俗桐河岸といへり。対岸は本材木町にして、材木を商ふ者共、此辺りまでも揚場を作り、小屋を設けなどし

つ、主に桐材なりしかば、此呼名を得たるならむか。今、楓川岸の内にて、桐河岸の称なし、されど私に呼ぶもの多し」と書かれています。

『新修日本橋区史』では俚俗地名として、桐河岸を「坂本町河岸通り。現在の兜町二丁目」と紹介しています。

○坂本町一丁目
現在の日本橋兜町7〜10番の北側の一部と同11番の一部、同12・13番あたりになります。楓川に架かる海賊橋から東に向かう通りが山王御旅所にいたる道にあたることから、近江比叡山麓の坂本村になぞらえて町名がついたとされますが、詳しいことは不明です。

として移されたものです。三カ町の代地という意味で三代町と町名が付ききました。中央の火除明地は、寛政元（一七四八）年一〇月に、周囲の三カ町が「残らず買請けて」それぞれの町に加えています。

○松屋町

楓川の東側の河岸地に沿って南北に連なり、北は神田塗師町代地と松平越中守上屋敷、南は本八丁堀一丁目、東は岡崎町と接します。現在の八丁堀三丁目1・2番、3〜6番の一部あたりになります。

『寛永江戸図』では島田弾正の屋敷地でした。『御府内沿革図集』（『中央区沿革図集』日本橋篇）では延宝年中（一六七三〜八一）には延宝年中（一六八八〜一七〇四）元禄年中（一六八八〜一七〇四）に三本の道が廃止され、ひと続きの町屋になっています。享保六（一七二一）年に中心地に火除明地がつくられ、翌七年には鳥居播磨守邸跡に神田から塗師町が移転（神田塗師町代地）してきました。そして松屋町及びその代地と八丁堀一丁目代地ができました。同二〇（一七二五）年に火除明地は松屋町

と八丁堀一丁目の上納地となつて、火除明地は無くなっています。『江戸総鹿子名所大全』（元禄三・一六九〇年刊）には「北八丁堀松屋町、石塔屋あつた」とあり、『新撰東京名所図会』には「当町には材木商が甚だ多い。元禄板の江戸鹿子云。材木や、北八丁堀と」古よりこの界限は、材木商たりし証に充つべし。同書又云、石塔や、八丁堀松屋町と、されば松屋町には石材商居住し、材木商は八丁堀にありしと見ゆ、石河岸の呼名、往時をあ語るに似たり「鳥居家の邸宅、上地となりて、市塵に変わるや、北八丁堀の材木商の、当町に移りて、営業するもの、日に其の多きを加へ」とあり、松屋町には、材木商や石材商が多かつたことが分かります。

『名前帳』に問屋数は一四軒。炭薪仲買七軒、竹木炭薪問屋一軒、春米屋三軒、紺屋二軒、その他一軒。

『府志』の「松屋町一丁目」の項には「寛永の頃より松平越中守の邸あり。維新の際蜂須賀氏邸と為る。明治三年官収して東京府病院の属地として、五年近隣松屋町の

名を取て町名と為し二町に分つ」とあり、松屋町一丁目と同二丁目
が起立したことが分かります。その後明治二（一八六九）年四月には松屋町続上納地・神田塗師町代地・宗印屋敷が合併し、同五年に松屋町三丁目と改称されています。

震災後の町名変更で昭和六年十月一日、松屋町一丁目の大部六〜二三、同二丁目の北一部二七〜三〇（楓河岸の一部を含む）、岡崎町一丁目の北一部を併せて西八丁堀一丁目に改称。同年に松屋町一丁目南一部一〜五、同二丁目の南大部一〜二六（楓河岸の一部を含む）、岡崎町一丁目の南大部、同二丁目の北一部を合わせて西八丁堀二丁目に改称。同年に松屋町三丁目、岡崎町二丁目の南大部、高代町の北大部、本島町、本八丁堀一丁目の北一部を合わせて西八丁堀三丁目目に改称されて、松屋町の町名が消失しました。

※石河岸

『備考』の松屋町の項に、里俗呼名「石河岸」とあります。桐河岸同様に楓河岸の一部が石河岸とも呼ばれていました。

『府誌』に松屋町三丁目では石河岸として「町東を称す。此の辺に元と石置場ありしに」とあります。『府志料』にも「松屋町三丁目の里俗太神宮前に石河岸と唱える所あり」とあり、『新撰東京名所図会』では、石河岸として「松屋町、楓川沿岸の地をいう。石材の揚場なるより此名を得たるか。府内備考云、松屋町、俚俗呼名、石河岸」と記載されています。

江戸時代から昭和まで、東京の建築材料の主流は木材でした。そして江戸湊の中心地として木材の「流通基地」の役割を果たしてきたのが、楓川と本材木河岸と楓河岸でした。

三回にわたり楓川と河岸について考察してきましたが、次号から京橋川を予定しています。

（菅原健二）